

平成30年度 固定資産税について

【問い合わせ先】 税務課資産税係(32)3126

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している方に納めていただく税金です。

平成30年度の固定資産税納税通知書を4月中旬に発送させていただきますので、内容をご確認のうえ期限までの納付をお願いします。

【納期限】	
第1期	5月 1日(火)
第2期	7月31日(火)
第3期	10月 1日(月)
第4期	11月30日(金)

●平成30年度は評価替えの年です

【評価替えとは】

土地と家屋の固定資産税は評価額を基に課税されますが、地方税法の規定により3年に1度、評価額を見直すことになっています。

平成30年度は、評価替えの年にあたり、前回の評価替えからの資産価値の変動に対し、適正で均衡のとれた評価額に見直しを行います。

【評価替えの内容】

土地 賦課期日である1月1日現在の現況により、宅地、田、畑、山林等、地目毎に定められた評価方法(地価公示価格・不動産鑑定価格等を参考に)により評価の見直しを行います。なお、宅地については、地価の下落が続いているため、毎年、見直しを行っています。

家屋 家屋の評価額は、1月1日の時点で、評価する家屋と同じものを同じ場所に、国で定められた固定資産評価基準において建築した場合の建築費に評価する家屋の建築年数に応じた減価率を乗じて算出します。

今回の評価替えは、平成29年1月1日以前に建築された家屋に対し、建築物価の変動と建築年数による原価率に応じた見直しを行います。

なお、建築物価の上昇により、評価額が前年度の評価額を上回る場合については、前年度の評価額が据え置かれます。

●固定資産価格等の縦覧・閲覧

固定資産税の納税者の方は、土地や家屋の評価額が記載された「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。また、縦覧期間中は、固定資産課税台帳を無料で閲覧することができます。この機会にぜひご確認ください。

【期 間】 4月2日(月)～5月1日(火) (土・日曜日、祝日を除く)

【時 間】 午前8時30分～午後5時15分

【場 所】 役場税務課資産税係窓口

【持参するもの】 ●本人確認ができるもの(運転免許証など)

●はんこ(印章)

●委任状(法人および代理人が縦覧される場合)

【手 数 料】 縦覧期間中の課税台帳の手数料は無料です。(コピーが必要な場合は、コピー料金1枚20円がかかります。)

町税等の納期限一覧表

月分	納期限 及び 口座振替日	町税				保険料				利用料・使用料・負担金							
		町県 民税	固 定 資産税	軽自動車 税	国民健康 保険 税	後期高齢 者医療 保険料	介 護 保険料 (普徴)	介護予防 支援事業 利用料	保育料	延 長 保育料	町営住宅 使用料	住宅駐車 場使用料	下水道 負担金	上下 水道 使用料	農集排 使用料	個別排水 使用料	住宅資金 償 還 金
4	5月1日(火)		1期					○	○	○	○	○		一般・ 大口	○	○	○
5	5月31日(木)			1期				○	○	○	○	○		大口			○
6	7月2日(月)	1期			1期			○	○	○	○	○		一般・ 大口	○	○	○
7	7月31日(火)		2期		2期	1期	1期	○	○	○	○	○	1期	大口			○
8	8月31日(金)	2期			3期	2期	2期	○	○	○	○	○		一般・ 大口	○	○	○
9	10月1日(月)		3期		4期	3期	3期	○	○	○	○	○	2期	大口			○
10	10月31日(水)	3期			5期	4期	4期	○	○	○	○	○		一般・ 大口	○	○	○
11	11月30日(金)		4期		6期	5期	5期	○	○	○	○	○		大口			○
12	12月25日(火)	4期			7期	6期	6期	○	○	○	○	○	3期	一般・ 大口	○	○	○
1	1月31日(木)				8期	7期	7期	○	○	○	○	○		大口			○
2	2月28日(木)				9期	8期	8期	○	○	○	○	○	4期	一般・ 大口	○	○	○
3	4月1日(月)				10期	9期		○	○	○	○	○		大口			○

注1. 上水道使用料は、御代田小沼水道使用料です。佐久水道使用料は、佐久水道企業団(0267-62-4085)へ直接お問い合わせください。

注2. 下水道使用料は、公共下水道使用料および特定環境保全公共下水道使用料です。

税金・料金の納め忘れはありませんか？

平成30年度が始まりました。平成29年度以前分の税金・料金の納め忘れがないかご確認いただき、未納がありましたら、早急に納めてください。

納税などは便利な口座振替で

口座振替は、預貯金から自動的に振替納付になるので、役場や金融機関に出かける必要がありません。納付書をなくしたり、うっかり納め忘れてたりすることがないので、納期限までに確実に納めることができます。

口座振替は、八十二銀行、三井住友銀行、上田信用金庫、JA佐久浅間、郵便局の各預貯金口座を利用できます。税務課または料金等担当窓口にある依頼書に必要事項を記入して提出してください。

問い合わせ先

科目等	担当課	担当係	電話番号	内線
町県民税 / 軽自動車税 / 国民健康保険税	税務課	住民税係	(32) 3126	42・43・49
固定資産税		資産税係		
保育料・延長保育料	町民課	こども係	(32) 3114	47・74・76
町営住宅使用料等 / 住宅資金償還金	建設水道課	都市計画係	(32) 3129	38・39
上下水道使用料等 / 農集排・個別排水使用料		上下水道管理係		15・36・37
後期高齢者医療保険料 / 介護保険料等	保健福祉課	介護高齢係	(31) 2512	